

議案第十四号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者 杉並区長 山田 宏

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
 杉並区行政財産使用料条例（昭和五十年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二(二)杉並区立ゆうゆう大宮前館の項中

集会室	和室	二二・〇	四〇〇円	六〇〇円	四〇〇円
集会室	洋室	五七・九	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円

を

集会室	洋室一	五七・九	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円
集会室	洋室二	二二・〇	四〇〇円	六〇〇円	四〇〇円

に改め、

同表(二)杉並区立ゆうゆう高井戸東館の項中

和室	二二・一	四〇〇円	六〇〇円	四〇〇円
洋室	五七・四	一、一〇〇円	一、五〇〇円	一、一〇〇円

を

”	”	”
洋室 一体使用	洋室二	洋室一
八五・九	四四・六	四一・三
一、 八〇〇円	九〇〇円	九〇〇円
二、 四〇〇円	一、 二〇〇円	一、 二〇〇円
一、 八〇〇円	九〇〇円	九〇〇円

に
改め、

講座室	”	”
洋室	洋室	和室
三八・四	四一・三	四四・六
八〇〇円	九〇〇円	九〇〇円
一、 〇〇〇円	一、 二〇〇円	一、 二〇〇円
八〇〇円	九〇〇円	九〇〇円

を

同表(二)杉並区立ゆうゆう大宮堀ノ内館の項中

”	”	”
洋室 一体使用	洋室二	洋室一
八八・〇	四二・〇	四六・〇
一、 八〇〇円	九〇〇円	一、 〇〇〇円
二、 五〇〇円	一、 二〇〇円	一、 四〇〇円
一、 八〇〇円	九〇〇円	一、 〇〇〇円

に
改め、

”	”
洋室	和室
四六・〇	二八・二
一、 〇〇〇円	五〇〇円
一、 四〇〇円	七〇〇円
一、 〇〇〇円	五〇〇円

を

同表(二)杉並区立ゆうゆう善福寺館の項中

”	”	”
洋室 一体使用	洋室二	洋室一
八八・五	三一・一	五七・四
一、 八〇〇円	七〇〇円	一、 一〇〇円
二、 四〇〇円	九〇〇円	一、 五〇〇円
一、 八〇〇円	七〇〇円	一、 一〇〇円

に
改め、

講座室	洋室	三八・四	八〇〇円	一、〇〇〇円	八〇〇円
-----	----	------	------	--------	------

同表十一 西荻区民事務所の項中 「 上荻窪会議室 " " を 上荻窪会議室 洋室 に改める。 」

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例別表第二(二)杉並区立ゆうゆう大宮前館の項、杉並区立ゆうゆう高井戸東館の項、杉並区立ゆうゆう善福寺館の項及び杉並区立ゆうゆう大宮堀ノ内館の項に規定する集会室並びに同表十一西荻区民事務所の項に規定する上荻窪会議室の使用の許可に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

ゆうゆう大宮前館等の集会室の使用料を改定する等の必要がある。